学科名及び課程名

平成29年4月1日施行 改正規則等対応

科

課程

令和 年 月 日 実施

養成施設名

| 所 在 地 | び定員 年 名 | | | | |
|--|--|-------|---|----|--|
| 作成者: 役職名 | 氏 名 | | | | |
| 調査事 | 項 | 判定 | 関係法令等 | 備考 | |
| 学則に関する事項 | | | | | |
| (1) 学則に定めることが必要な次の事項が規定されているか | | 適口 否[| □ 指導要領4 | | |
| ① 養成施設の名称 ② 位置 ③ 教育課程(昼間又は夜間の別及び指定規則別表第一の教育内3 1学年の定員、修業年限及び学級数 ④ 養成施設の休日及び年間必要授業日数 ⑤ 教職員の職名及⑥ 入学資格、入学者の選考の方法、入学手続 ⑦ 進級、卒業、⑧ 生徒納付金の種類及び金額並びに定められた納付金以外には徴 | なび定員並びに専任教員の定員 退学及び除籍の基準 | | | | |
| 教員等に関する事項 | | | | | |
| 養成施設の長は他に常勤の職を有していないか (専ら養成施設の管理の任に当たることができる者であるか |) | 適口 否[| 指定規則第2条第4号、指導要領5 (1) | | |
| 指定規則別表第一教育内容の欄に掲げる各教育内容 員を有しているか | を教授するのに適当な数の教 | 適口 否[| 指定規則第2条第5号、指導要領5 (2)(3)(4)(5) | | |
| 教員(専任又は兼任に限らず)は、指定規則別表第二の て、それぞれ同表の下欄に掲げる者であるか |)上欄に掲げる教育内容につい | | 指定規則第2条第6号 | | |
| 【基礎分野】 指定規則別表第二基礎分野の項に規定する『教授するのに適当でれかに該当する者等であるか | であると認められる者』とは、次のいず | 適口 否 | □ 指導要領5(2) | | |
| ① 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(助教については、 ② 担当科目について、教育職員免許法第4条に規定する高等学校の | | | 指導要領5(2)ア 指導要領5(2)イ | | |
| 【専門基礎分野】 | | | | | |
| ① 医師 | | 適口 否 | 指定規則「別表第二」 | | |
| ② 教育職員免許法施行規則第63条に規定する特別支援学校の理 | 皇療の教科の普通免許状を有する者 | 適□ 否 | 指定規則「別表第二」 | | |
| ③ 柔道整復師の免許を取得してから5年以上実務に従事した 大臣の指定した教員講習会を修了した者(柔道整復術の適応以外の なお、担当する科目は、社会保障制度、人体の構造と機能(領 する事項及び運動学のうち運動器の機能に関する事項に限る。 医学のうち高齢者運動機能の維持・回復に関する事項に限る。 の理念(医学史、関係法規及び柔道に限る。)のみ教授している | の教育内容を教授する場合に限る) 解剖学のうち運動器系の構造に関)、疾病と障害(リハビリテーション)及び保険医療福祉と柔道整複 | 適口 否 | □ 指定規則「別表第二」 指導要領5(4) | | |
| ④ 指定規則別表第二専門基礎分野の項に規定する『これと同者』とは、次のいずれかに該当する者等であるかア 歯科医師(臨床医学以外の教育内容を教授する場合に限る) イ 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(助教については、3:ウ 改正規則(平成元年)による改正前の指定規則別表第三「解剖学含む)診療概論 臨床各論」の項第3号に該当する者(改正規則施教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向 | 年以上の勤務経験を有する者) 学 生理学 衛生学(消毒法を i行の際、現に養成施設において | 適口 否 | □ 指導要領5(3) 指導要領5(3)ア 指導要領5(3)イ 指導要領5(3)ウ | | |
| 【専門分野】 | | | | | |
| ① 医師 | | 適口 否 | 1 指定規則「別表第二」 | | |
| ② 柔道整復師の免許を取得してから5年以上実務に従事した系 大臣の指定した教員講習会を修了した者 | 経験を有し、かつ、厚生労働 | 適口 否 | □ 指定規則「別表第二」 | | |
| ③ 指定規則別表第二専門分野の項に規定する『これと同等以は、次のいずれかに該当する者等であるか ア 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(助教については、3: イ 改正規則(平成元年)による改正前の指定規則別表第三に規定・施行の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講向上に努めた者に限る) | 年以上の勤務経験を有する者) する柔道整復師教員(改正規則 | 適□ 否 | 「□ 指導要領5(5) 指導要領5(5)ア 指導要領5(5)イ | | |
| (4) 教員のうち6人(1学年に30人を超える定員を有する養成数が30人までを増すごとに1を加えた数)以上は、指定規則項各号若しくは同表専門分野の項第2号に掲げる者又は経験を有する者である専任教員であるか | 則別表第二専門基礎分野の | 適口 否[| □ 指定規則第2条第7号 | | |
| 教員は、1つの養成施設に限り専任教員となっており、専 (5) ける養成に従事しているか | 任教員は、専ら養成施設にお | 適口 否[| □ 指導要領5(6)(7) | | |
| 専任教員は、臨床実習施設において臨床に携わることに (6) いるか | より、臨床能力の向上に努めて | 適口 否[| □ 指導要領5(8) | | |
| | | | | | |

学科名及び課程名

平成29年4月1日施行 改正規則等対応

科

課程

令和 年 月 日 実施

養成施設名

| | | 所 在 | 地 | | | | | _ | 修業年限及 | び定員 | | ——————————————————— | 名 |
|---|------|-----------------------------|-----------------|-------|---------------------|--------------------|--------|---------------|-----------------------|-----|----|---|----|
| | | 作成者: | 1 | 役職名 | | | | | 氏 名 | | | | |
| | | | 調 | | 査 | 事 | | 項 | | 判 | 定 | 関係法令等 | 備考 |
| | (7) | 専任教員 | のうち2 | 人は、柔 | 道整復の教 | 育に関し5 | 年以上0 | D経験を有 | するか | 適口 | 否口 | 指導要領5(9) | |
| | (8) | 柔道整復 | 師であ | る教員を | 2名以上専任 | Eとしている | か | | | 適口 | 否口 | 指導要領5(10) | |
| | (9) | 教員1人の | D授業E | 時間は1 | <u> </u> | 持間を標準 | としている | るか | | 適口 | 否口 | 指導要領5(11) | |
| | (10) | 教員の出 | 動状況 | が確実に | 記録されてい | るか | | | | 適口 | 否口 | 指導要領5(12) | |
| | (11) | | う場合 | には、その | | | | | 療機関等において臨、実習調整者を1名 | | 否口 | 指導要領5(13) | |
| 3 | 生 | 徒に関する | 事項 | | | | | | | | | | |
| | (1) | 入学資格 | の審査 | は確実に | 行われている | か(卒業 | (見込) | 正明書の | 提出) | 適口 | 否口 | 指導要領6(2) | |
| | (2) | 1学級の定 | ≧員は3 | 30名以T | で、学則に気 | 定められた! | 学生の定 | 慢を遵守 | しているか | 適口 | 否口 | 指定規則第2条第8号、指導要領 6(1)、[参考]H11,1,12医事第1号通 知 | |
| | (3) | 入学者の記 | 選考は | 適正に行 | われているか | ※複数面 | 接、筆記試 | 〕験、合格基 | 達進etc | 適口 | 否口 | 指導要領6(3) | |
| | (4) | 入学時期 | は厳正 | か、また。 | 金中入学が行 | iわれてい ^が | ないか | | | 適口 | 否口 | 指導要領6(4) | |
| | (5) | 転学は、指 | 宣 定施 | 設の相当 | 学年相互の | 間において | のみ行わ | れているた | יו | 適口 | 否口 | 指導要領6(5) | |
| | (6) | 出席状況 | が確実 | に把握さ | れているか | | | | | 適口 | 否口 | 指導要領6(6) | |
| | (7) | 進級、卒業 | 業、成 系 | 責等に関 | する記録が確 | 実に保存 | されている | るか | | 適口 | 否口 | | |
| | (8) | 出席状況 | の不良 | な者につ | | は卒業の | 措置は適 | i切か | | 適口 | 否口 | 指導要領6(6) | |
| | (9) | | こより実 | | | | | | 施する認定実技審 §査結果が記録・保 | | 否口 | 指導要領6(7) | |
| | (10) | 健康診断 | 等保健 | 衛生上、 | 必要な措置 | がとられて | いるか | ※学校倪 | 保健安全法準用 | 適口 | 否□ | 指導要領6(8) | |
| 4 | 授: | 業に関する事 | 事項 | | | | | | | | | | |
| | (1) | 教育の内容 | 容は、扌 | 指定規則 | 別表第一及 | び指導要 | 領別添に | :定めるもの | の以上であるか | 適口 | 否口 | 指定規則第2条第3号、指導要領7 (1) | |
| | (2) | 単位の計算 (1単位の授 30時間から48 | 業時間 | 数は、講義 | 遠及び演習は1 | 5時間から | 30時間、3 | 実験∙実習 | 及び実技は | 適口 | 否□ | 指導要領7(2)、(3) | |
| | (3) | 一 1 2 0 1 1 1 1 | | | 要時間以上 | | | | 目の内容を修得 ¦) | 適口 | 否□ | | |
| | (4) | を行うようにし | している | か | | | | | の講義、実習等 | 適口 | 否□ | 指導要領7(4) | |
| | (5) | 昼間課程 | の授業 | は適切に | | か(昼間の | | | まは昼間に行うこと。 である。 | 適口 | 否□ | 指導要領7(5) | |
| | (6) | | | | :行われている 合に限り行うこと | | 以降1日4時 | 時間以内でる | あること。昼間授業は実 | 適口 | 否口 | 指導要領7(6) | |
| | (7) | 学則に定め | かられて | いない臨 | 時休校等が | 行われてい | ないか | | | 適口 | 否口 | 指導要領7(7) | |
| | (8) | 教員が欠 | 動した均 | 易合の措 | 置は適切であ | るか (振 | 替授業等 | 等) | | 適口 | 否口 | 指導要領7(8) | |
| | (9) | 業が行われてし | いないか) | 1 | | | | | による合同又は合併授 | | 否口 | | |
| | | 満たしている ※ 通信者 | か <u>教育等</u> | | | | | | おいて、次の要件を | 適口 | 否口 | | |
| | (| ① 本人からの | | | | | | るか | | 適口 | 否口 | 指導要領7(9) | |
| | (| | | | に相当するも | のと認められ | しるか | | | 適口 | 否口 | | |
| | (| ③ 7単位を起 | i えない | 配掛か | | | | | | 適口 | 否口 | | |

平成29年4月1日施行 改正規則等対応

令和 年 月 日 実施

| | 養成施設名 | | 学科名及び認 | 果程名 | | 科 | 課程 |
|---|--|----------------|--------|-----------|-----------|---------------------------------|----|
| | 所 在 地 | | 年 | 名 | | | |
| | 作成者: 役職名 | 氏 | 名 | | | | |
| | 調査事項 | Į | | 判 | 定 | 関係法令等 | 備考 |
| 5 | 実習に関する事項 | | | | | | |
| | (1) 臨床実習施設として、附属の臨床実習施設又は施術所をおまた、必要に応じ医療機関等の実習施設を確保しているか(M敷地内等に教育目的で設置した施術所で、教員が直接指導に当たり実習(医療機関等とは、整形外科や救急を行う病院や診療所、スキー場等の教機能訓練指導員を配置している介護施設等の施設) | 対属の臨床実習習を行う施設) | 施設とは、 | 適口 | 否口 | 指定規則第2条第15号、指導要領8 (1)(2)(3) | |
| | (2) 臨床実習について適当な実習指導者の指導が行われている | るか | | 適口 | 否口 | 指定規則第2条第15号 | |
| | (3) 実習施設として利用する施設は、実習用設備として必要な | ものを有してい | いるか | 適口 | 否口 | 指定規則第2条第16号 | |
| | (4) 臨床実習は、附属の臨床実習施設または施術所で実施す機能訓練指導員を配置する介護施設等においては1単位をあるか | | • | 適口 | 否口 | 指導要領8(4) | |
| | (5) 施術所は、次の要件を満たしているか | | | 適口 | 否口 | | |
| | ① 臨床実習における到達目標が設定されており、これに沿って実習 | が実施できるこ | ٤ | 適口 | 否口 | | |
| | ② 施術所は、5年以上の開業実績があること | | | 適口 | 否口 | | |
| | ③ 教員の資格を有する柔道整復師、又は5年以上実務に従事した 基準に合った「柔道整復師臨床実習指導者講習会」を修了した柔 実習指導者が配置されていること | | | 適口 | 否□ | 指導要領8(5) | |
| | ④ 過去1年間の施術日の平均受診者数が20名以上であること ⑤ 臨床実習の実施に関し必要な施設及び設備を利用することがで | | | 適□ 適□ | 否□ 否□ | | |
| | ⑥ 施術所の開設者は、過去も含め療養費申請資格停止等の行政 ⑦ 臨床実習を行うに当たり、患者に対して臨床実習を行うことを文書 | | | 適□ | 否□ 否□ | | |
| 6 | 校舎に関する事項 | | | | | | |
| | (1) 適正な数の普通教室を有しているか (同時に授業を行う学 | :級の数以上 |) | 適口 | 否口 | 指定規則第2条第9号 | |
| | (2) 柔道場を有しているか | | | 適口 | 否口 | 指導要領9(1) | |
| | (3) 図書室を有しているか | | | 適口 | 否口 | 指導要領9(2) | |
| | (4) 実習室を有し、ロッカールーム又は更衣室並びに水道設備が整 | を備されている | か | 適口 | 否口 | 指定規則第2条第10号、同条第12 号、指導要領9(3) | |
| | (5) 各教室の面積は適正か (普通教室1.65㎡以上/人、実 | 图室2.1㎡以_ | 上/人) | 適口 | 否口 | 指定規則第2条第11号 | |
| | (6) 校舎は確実に使用できる権利が確保されているか (原則として設置者所有、確実かつ長期の賃貸借契約) | | | 所有□ 適□ | 賃貸□ 否□ | 指導要領9(4) | |
| | (7) 校舎は他の目的に併用されていないか | | | 併用 有 | | 指導要領9(5) | |
| | (8) 事務室、消毒・手洗設備その他必要な施設を有しているか | (配置構造) |) | 適口 | 否□ | 指定規則第2条第13号 | |
| 7 | 財政に関する事項 | | | | | | |
| | (1)養成施設の運営は適正であるか (管理運営、財政上の健全 | 全性) | | 適口 | 否口 | 指定規則第2条第18号、指導要領10 (1) | |
| | (2) 養成施設の経理は明確に区分されているか (養成施設以外 | と) | | 適口 | 否口 | 指導要領10(2) | |
| | (3) 入学料、授業料等は適当な額であり、学則で定めた以外のていないか | 生徒納付金 | は一切徴収し | 適口 | 否口 | 指導要領10(3) | |

平成29年4月1日施行 改正規則等対応

令和 年 月 日 実施

| | 養成施設名 | ————科 | | | | | |
|----|--|--------------|----------------------------|----|--|--|--|
| | 所 在 地 <mark>修業年限及</mark> ———————————————————————————————————— | 修業年限及び定員 | | | | | |
| | 作成者: 役職名 氏 名 | | | | | | |
| | 調査事項 | 判定 | 関係法令等 | 備考 | | | |
| 8 | 事務に関する事項 | | | | | | |
| | (1) 各帳簿類は適正に管理されているか 次に掲げる表簿が備えられ、学籍簿は20年間、その他は5年間保存されているか ① 学則 □ 日課表 □ 学校日誌 □ ② 職員名簿 □ 履歴書 □ 出勤簿 □ ③ 学籍簿 □ 出席簿 □ 健康診断に関する表簿 □ ④ 入学者選考表簿 □ 在校者成績考査表簿 □ ⑤ 資産原簿 □ 出納簿 □ 予算決算に関する表簿 □ ⑥ 器械器具・標本・模型・図書その他の備品目録 □ ⑦ 往復文書処理簿 □ | 適口 否口 | 指導要領11(1)~(7) | | | | |
| | (2) 専任の事務職員は配置されているか | 適□ 否□ | 指定規則第2条第17号 | | | | |
| 9 | 器械器具(指導要領別表) | | | | | | |
| | 別紙 | 適口 否口 | 指定規則第2条第14号、指導要領9 (6)別表 | | | | |
| 10 | 模型(指導要領別表) | | | | | | |
| | 別紙 | 適口 否口 | 指定規則第2条第14号、指導要領9 (6)別表 | | | | |
| 11 | 図書 | | | | | | |
| | (1) 教育上必要な専門図書 (電子書籍を含む1,000冊以上) | 適□ 否□ | 指定規則第2条第14号、指導要領9 | | | | |
| | (2) 学術雑誌 (電子書籍を含む10種類以上) | 適□ 否□ | (6)別表 | | | | |
| 12 | その他の備品 | | | | | | |
| | 机及び椅子(同時に授業を受ける生徒数と同数) | 適□ 否□ | | | | | |
| | 実習室:ベッド及びその附属品(生徒3人につき1組以上) | 適口 否口 | 指定規則第2条第14号、指導要領9 (6)別表 | | | | |
| 13 | その他変更申請及び届出、報告に関する事項 | | | | | | |
| | (1) 変更承認申請は変更する日の6か月前までに、知事宛提出しているか | 適□ 否□ | 指導要領2 | | | | |
| | (2) 変更届は変更した日から1か月以内に、知事宛届出をしているか | 適□ 否□ | 施行令第4条第2項 | | | | |
| | (3) 毎学年度開始後2か月以内に報告する年次報告は、遅滞なく報告しているか | 適口 否口 | 施行令第5条第1項 | | | | |
| | 入学料、授業料等生徒納付金を新設し又は金額を改定する場合は次の事項を記載し (4) た経理計画書を新設又は改定しようとする日の3か月前までに、知事宛提出しているか | 適口 否口 | 指導要領10(4) | | | | |
| | ア 新設又は改定しない場合に予想される翌年度の経理計画書 イ 新設又は改定した場合に予想される翌年度の経理計画書 ウ 新設又は改定しようとする生徒納付金名とその金額 | | | | | | |